**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第十九号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十六年四月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十六年五月十二日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－V186	IHI 建機　CL－45	IHI 建機株式会社	神奈川県横浜市金沢区昭和町3174番地

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第二十号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十六年四月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十六年五月十二日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－V187	コマツ　OD123	株式会社小松製作所	東京都港区赤坂二丁目3番6号
NS2－V188	コマツ　KDP－WR004	〃	〃
NS2－V189	コマツ　PC236	〃	〃

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第二十一号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十六年四月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十六年五月十二日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－V190	モロオカ　MST－650VDL－Ⅲ	株式会社諸岡	茨城県龍ヶ崎市庄兵衛新田町358番地

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第二十二号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十六年四月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十六年五月十二日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－V191	日立　ZX135T－3	日立建機株式会社	東京都文京区後楽二丁目5番1号
NS2－V192	日立　SPD11－3	〃	〃

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第二十三号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十六年四月一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十六年五月十二日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－V193	タダノ　AW－370TG－3	株式会社タダノ	香川県高松市新田町甲34番地
NS2－V194	タダノ　AW－215TG－3	〃	〃

○国土交通省告示第五百三十九号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件（平成十二年建設省告示第千百七十一号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十六年五月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一の1（社会資本整備事業特別会計）道路整備勘定の表の目の欄中「安全市街地整備道路事業費補助」の次に「臨時道路除雪事業費補助」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十五年度の予算に係る補助金等から適用する。

○国土交通省告示第五百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年五月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県鳳珠郡穴水町
字大町チ　三三一番　一号
三三四番　十五号
三三五番　十六号
字大町四　三二番　二号
二九番甲　三号から八号まで
三九番甲　九号
三六番　十号
三五番　十一号から十四号まで

(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

吉倉川三号谷

(三)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県河北郡津幡町
字吉倉ナ　一一四番　一号
字吉倉ミ　四一番一　二号
四一番甲　三号
四二番乙　四号
五号から九号まで
五八番甲　五号及び十一号
五九番　十号及び十一号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大町川